

平成29年度 施設型給付対象施設の新規確認に伴う利用定員の設定及び既存施設の利用定員の変更について

●利用定員について

子ども・子育て支援新制度において、施設型給付及び地域型保育給付を受ける施設に対し、市が利用定員を設定することになっております。

利用定員の設定は、認可定員（認定定員）と一致することを基本とし、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に該当する就学前子どもの区分ごとに、認可定員（認定定員）を超えない人数で設定を行う必要があります。

また、教育・保育のニーズ量に対して、供給量が過多とならないように配慮して設定を行う必要があります。

●平成29年度の利用定員の新規設定等について

- 新規確認施設 : 花高幼稚園 【（現）私学助成（制度外、140人） ⇒ （新）幼稚園型認定こども園（**1号 140人**）】
- 認定こども園への移行施設 : ぽっぽ保育学院【（現）認可保育所（2・3号 90人） ⇒ （新）保育所型認定こども園（**1号 10人**、2・3号 90人）】
- 森のほいくえん【（現）認可保育所（2・3号 60人） ⇒ （新）保育所型認定こども園（**1号 6人**、2・3号 60人）】
- 小佐々保育所【（現）認可保育所（2・3号 90人） ⇒ （新）幼保連携型認定こども園（**1号 15人**、2・3号 90人）】
- 廃園する施設 : 聖心幼稚園 <1号 35人 → 0人>
- 公立幼稚園（針尾、三川内、中里、世知原、小佐々） <1号 210人 → 0人>
- （参考・認可外保育施設）大宮保育園、福石保育園

【参考】子ども・子育て支援法より抜粋

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

【教育・保育の量に関するプランと現状】

		プランにおける量の見込み				定 員				実際の入所状況							
		平成28年度				平成28年4月1日時点				平成28年4月1日時点				平成28年10月1日時点			
		1号認定	2号認定	3号認定	計	1号認定	2号認定	3号認定	計	1号認定	2号認定	3号認定	計	1号認定	2号認定	3号認定	計
入所数		2,331	4,532	3,298	10,161					3,049	3,684	2,760	9,493	3,223	4,389	2,708	10,320
施設 形態	特定教育保育施設	2,332	3,642	3,106	9,080	2,993	3,447	3,249	9,689	2,227	3,654	2,735	8,616	2,354	4,354	2,690	9,398
	特定地域型保育事業	2	4	80	86	0	0	36	36	0	14	8	22	0	18	5	23
	確認を受けない幼稚園	724	0	0	724	1,125	0	0	1,125	822	0	0	822	869	0	0	869
	認可外保育施設	0	159	112	271	229		229	229	0	16	17	33	0	17	13	30
合計		3,058	3,805	3,298	10,161	4,118	6,961		11,079	3,049	3,684	2,760	9,493	3,223	4,389	2,708	10,320
		内2号+3号			7,103	内2号+3号			6,961	内2号+3号			6,444	内2号+3号			7,097

		プランにおける量の見込み				定 員				入所状況見込			
		平成29年度				平成29年4月1日見込				平成29年4月1日時点見込			
		1号認定	2号認定	3号認定	計	1号認定	2号認定	3号認定	計	1号認定	2号認定	3号認定	計
入所数		2,296	4,460	3,262	10,018					2,868	3,762	2,803	9,433
施設 形態	特定教育保育施設	2,286	3,581	3,070	8,937	2,854	3,505	3,261	9,620	2,170	3,731	2,786	8,687
	特定地域型保育事業	2	4	80	86	0	0	36	36	0	18	4	22
	確認を受けない幼稚園	724	0	0	724	875	0	0	875	698	0	0	698
	認可外保育施設	0	159	112	271	55		55	55	0	13	13	26
合計		3,012	3,744	3,262	10,018	3,729	6,857		10,586	2,868	3,762	2,803	9,433
		内2号+3号			7,006	内2号+3号			6,857	内2号+3号			6,565

※平成28年3月27日時点の見込みです。